

利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会設置要綱

1. 目的

ヘキサメチレンテトラミンを含む水が河川に排出されたことにより、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、浄水場の取水停止及び断水が広範囲で発生した。

今回の事案は、取水停止が1都4県に及ぶものであり、今後の再発防止や問題が生じた場合に迅速な対応を図る観点から、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等における制度的な対応について検討を行うため、利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会を設置する。

2. 主な検討事項

検討会は、以下の事項について行う。

- (1) 再発の防止に関する事項
- (2) 問題が生じた場合の迅速な対応に関する事項
- (3) その他水質汚濁防止法、廃棄物処理法等における制度的な対応に関する事項

3. 検討会の構成

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、委員の中から互選する。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 検討会に、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4. 事務

検討会の事務は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び水・大気環境局水環境課において行う。

5. その他

- (1) 検討会は、公開とする。
- (2) 会議録は、当該検討会に出席した委員の了承を得て作成することとし、公開する。
また、会議録には発言者の名前を記載する。